

# 令和4年度「子どもの居場所」木質空間整備事業 募集要領（二次募集） （長野県森林づくり県民税活用事業）

## 1 事業の趣旨

本県の豊富な森林資源を活かし、子どもの安全・安心な場所となる「子どもの居場所」において、県産材を利活用し施設整備を行うことで、地域の木を使うことが森林整備に繋がることへの理解を深めるとともに、木の香る暮らしの良さを認識することで、将来における県産材利用の意識の醸成と地消地産による森林資源の循環利用を図ることを目的として、先進的でモデル性の高い事業を公募し、優れた事業を応募した者に対して、予算の範囲内において、県が当該事業の実施に対する費用の一部を補助します。

なお、この事業は以下の要綱・要領に基づき実施します。

- ・ 木材関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
- ・ 「子どもの居場所」木質空間整備事業実施要領（以下「要領」という。）

## 2 補助の対象となる施設

対象となる施設は次のとおりです。

対象となる施設	不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主として子どもが利用する用途に供する施設並びに子どもに遊び場を提供する施設（以下「子どもの居場所」という。）
代表的な例	保育園、幼稚園、児童センター、子育て支援センター 店舗や飲食店等に設けられるキッズスペース 等

※ 「子ども」とは、おおむね12歳以下の者をいう。

## 3 補助の対象となる事業

### (1) 木造・木質化

「子どもの居場所」の木造又は木質化を行うもの

### (2) 木の調度品・おもちゃ設置

「子どもの居場所」に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの

※ 上記に関わらず、下記に掲げる事業は対象としません。

- ア 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- イ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- ウ 宗教的活動に関する事業
- エ 政治的活動に関する事業
- オ 公序良俗に反する事業

## 4 補助の対象となる事業主体の要件

- (1) 「子どもの居場所」を所有又は運営する者
- (2) 個人でないこと
- (3) 国又は都道府県でないこと
- (4) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと
- (5) 政治的な活動を目的とする団体でないこと

## 5 補助対象経費及び補助率等の内容

補助事業の対象経費及び補助額等については、次のとおりです。

事業の種類	木造・木質化	木の調度品・おもちゃ設置
補助率	2分の1以内	4分の3以内
補助対象経費	施設の木造又は木質化に係る経費のうち建設工事費	施設への県産材を利用した調度品・おもちゃの設置に係る経費
上限補助対象事業費	499万円	50万円

※ 「調度品」とは、日常生活において用いられる道具、家具及び日用品をいう。  
(例：机、椅子、収納家具、テレビ台、時計 等)

※ 「おもちゃ」とは、子ども向けの玩具及び遊具をいう。  
(例：積み木、木馬、滑り台、木球プール 等)

## 6 補助の条件

基本要件	<p>(1) 補助事業により整備した場所や取得した製品には「長野県森林づくり県民税」を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。</p> <p>(2) 事業主体は、今後の県産材の利用拡大施策に資するため、施設利用者へのアンケート調査を実施すること。</p> <p>(3) 事業の内容を県ホームページ等で公表できること。</p> <p>(4) 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会に協力すること。</p> <p>(5) 国又は県の他の補助を受けていないこと。</p> <p>(6) 令和5年(2023年)2月28日(火)までに事業完了すること。</p>
施設要件	<p>(1) 長野県内の施設であること。</p> <p>(2) 不特定多数の人の出入りがなく、専ら事業主体の職員等のために使用する施設でないこと。ただし、保育園、幼稚園及び小学校等についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 施設利用に当たり利用料を徴収する施設でないこと。</p> <p>(4) 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。</p>
その他の要件 (木造・木質化)	<p>(1) 事業により整備される床面積が300㎡未満の施設であること</p> <p>(2) 木材利用量の80%以上に信州木材認証製品を使用すること ※ 「信州木材認証製品」とは、信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき、認証を受けた木材</p>
その他の要件 (木の調度品・おもちゃ設置)	<p>(1) 主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売される調度品・おもちゃを設置すること。</p>

## 7 審査と採択件数

### (1) 審査方法

提出いただいた応募書類により、林務部信州の木活用課県産材利用推進室で補助要件に適合するか否かについての書類審査を行います。その後、当該事業の選定委員会における審査を行い、最終的な選定をします。

なお、必要に応じて書類提出者に対するヒアリングを行います。

### (2) 審査基準

選定委員会では、主に下記の事項について審査等を行い選定します。なお、審査結果は郵送により通知します。

ア 県産材の利用量が多いか（「木造・木質化」のメニューのみ）

イ 子どもの利用数が多いか

ウ 県民への事業のPR等の情報発信性に優れているか

エ 他施設への波及効果が高いか

オ 事業の内容において木材利用方法に工夫があるか（デザイン、使用方法、維持管理等）

### (3) 採択件数（予定）

ア 木造・木質化 1件

イ 木の調度品・おもちゃ設置 5件

## 8 募集期間

令和4年(2022年)9月1日(木)から令和4年9月30日(金)までの期間に、事業主体の所在地を管轄する地域振興局林務課（15の一覧表）へ応募書類を提出してください。

※ 事業内容について、補助の条件に合致するかの確認や、応募書類の作成方法等について御不明な点がある場合は、応募書類を作成する前に地域振興局林務課又は林務部信州の木活用課県産材利用推進室に御相談ください。

## 9 応募に必要な書類

以下の書類を正副2部提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

また、メールにより提出する場合は、容量等により受け取れない場合がありますので、受信確認を必ず行ってください。なお、誤送信等に御注意ください。

- ・ 事業計画書（要領様式第1号）
- ・ 事業内容が確認できる図面、仕様書等
- ・ 補助対象施設の設置箇所が分かる位置図
- ・ 事業費の内訳が確認できるもの（設計書、見積書等）
- ・ 木造・木質化のメニューを行う場合にあっては、木材使用量算出表（計画）
- ・ その他事業計画書を補足するための添付資料

※ 事業計画書及び要綱・要領の電子データは以下の長野県公式ホームページ上に掲載してありますので御活用ください。

URL：<https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/04kodomonoibasyo.html>

※ 以下の手順で上記ホームページをご覧頂くこともできます。

長野県公式ホームページトップページ ⇒ 「目的から探す」の「組織・機関」  
⇒ 長野県の組織一覧（本庁） ⇒ 林務部 ⇒ 県産材利用推進室  
⇒ 「子どもの居場所」木質空間整備事業 ⇒ 令和4年度事業

## 10 事業選定に係るスケジュール（予定であり変更になる場合があります）

- ・ 募集開始（令和4年9月1日）
- ・ 事業計画書の提出（令和4年9月1日～9月30日）
- ・ 提出書類の確認（令和4年10月上旬～中旬）
- ・ 選定委員会（令和4年10月下旬）
- ・ 選定結果通知・補助金内示・交付申請受付（令和4年11月上旬から順次）

## 11 事業の着手

事業選定後、補助金交付申請書（要綱様式第1号）等を提出していただき、補助金の交付決定を受けて事業に着手することができます。交付決定より前に実施した事業については補助の対象となりませんので御注意ください。

※ 事業計画書に記載された事業でやむを得ない事由があると認めた場合にあっては、交付決定前に着手することができます。（要領第9の早期着手協議書（要領様式第2号）を提出してください。）

## 12 事業採択後の事業の流れ

段 階	内 容
実 施 通 知	○ 長野県林務部長（地域振興局経由）から事業主体あてに、事業が選定された旨の通知が送付されます。
↓	
交 付 申 請	○ 事業主体は実施通知及び地域振興局長（以下「局長」という。）から補助金額の内示があつときは、概ね1ヶ月以内に補助金交付申請書（要綱様式第1号）を地域振興局に提出してください。
↓	
書 類 審 査 補助金交付決定	○ 地域振興局において申請書類を審査し、補助金交付決定通知を送付します。（交付申請から2週間程度）
↓	
事 業 着 手	○ 事業主体は補助金交付決定後、速やかに事業に着手してください。 ○ 事業途中、当該地域振興局で現地調査を行う場合があります。
↓	
変 更	○ 変更がある場合は、変更承認を受けた後、変更申請が必要となります。
↓	
事 業 完 了	○ 事業完了の期限は、令和5年(2023年)2月28日までとします。
↓	

実績報告	○ 事業完了後、事業主体は速やかに実績報告書（要綱様式第1号）を当該地域振興局に提出してください。
↓	
補助金調査 (現地及び書類)	○ 地域振興局の職員が現地にお伺いし、現地調査及び書類確認を実施します。
↓	
補助金額の確定	○ 局長は、実績報告の内容審査を行い、補助金額を確定し、結果を通知します。
↓	
補助金の支払い	○ 額の確定通知を受けた後、事業主体は、補助金交付請求書（要綱様式第7号）を当該地域振興局へ提出し、補助金の支払いを受けます。

### 13 補助金の返還義務

次に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ・ 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき
- ・ 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき
- ・ 補助を受けた施設等を処分したとき（要領第19）

### 14 その他留意事項

- ・ 実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類に記載された所要経費額と一致するとは限りません。
- ・ 事業メニューのうち「木造・木質化」については、要領第18第2項に定める範囲内で概算払を請求することができます。（要綱第9の補助金概算払請求書（要綱様式第7号）を提出してください。）

## 15 応募書類提出先・問い合わせ先

### ○ 県現地機関【応募書類等の提出先、問い合わせ先（応募書類提出前の事前相談等）】

地域 振興局	担当課	住 所	連絡先(電話)・電子メール
佐久	林務課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	TEL:0267-63-3153 sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上田	林務課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	TEL:0268-25-7138 uedachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
諏訪	林務課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	TEL:0266-57-2920 suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上伊那	林務課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	TEL:0265-76-6825 kamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
南信州	林務課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	TEL:0265-53-0424 minamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
木曾	林務課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	TEL:0264-25-2224 kisoichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
松本	林務課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	TEL:0263-40-1928 matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	林務課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	TEL:0261-23-6522 kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
長野	林務課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	TEL:026-234-9523 nagachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北信	林務課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	TEL:0269-23-0216 hokuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

### ○ 県庁【問い合わせ先（事業全般）】

林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	TEL:026-235-7266 mokuzai@pref.nagano.lg.jp
----------------------------	--------------------------------	---

## 応募に必要な書類と書類作成上の留意事項について

### 1 事業計画書（要領様式第1号）

- (1) 事業計画書別紙1の事業概要書について以下に該当する場合、追記の御協力をお願いします。
  - ア 施設の月あたりの実働日数について  
→「施設の概要」欄に、施設の月あたりの実働日数（開園日数・開館日数・営業日数等）を記載してください。
  - イ 事業内容の補助対象経費が税込の場合  
→課税事業主でない等の理由がある場合は、欄外にその旨記載してください。  
※当該補助金に係る消費税仕入控除を行う場合は、消費税額を控除した金額を補助対象事業費として補助金額を算出してください。
- (2) 事業計画書（要領様式第1号）の担当者氏名の連絡先は、質問等で問い合わせを行う場合がありますので、日中連絡が取れる連絡先を御記入ください。

### 2 事業内容が確認できる図面、仕様書等

補助対象施設の見取図・平面図に、木造・木質化を行う箇所、木の調度品・おもちゃの設置箇所（部屋等）を明示してください。

なお、デザイン等配慮している箇所については、仕様がわかる資料等の添付も併せて検討してください。（イメージ図や写真等）

### 3 補助対象施設等の設置箇所がわかる位置図

補助対象施設がわかる周辺位置図を添付してください。

### 4 事業費の内訳が確認できるもの（設計書、見積書等）

- (1) 補助対象経費は、施設の木造又は木質化に係る経費のうち建設工事費となります。木造・木質化前の施設の解体費、設備工事費等は補助対象になりません。建設工事以外の工事も併せて行う場合は、補助対象工事とそれ以外を明確に分けてください。  
なお、諸経費等を按分した場合は、補助対象経費とそれ以外の金額を明記してください。
- (2) 木造・木質化の整備については、木工事の内訳書等の添付をお願いします。
- (3) 木の調度品・おもちゃの設置について、主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売されることが分かるものを添付してください。
- (4) 木の調度品・おもちゃの設置については、ホームページやカタログ掲載されている金額が変更されている可能性があるため、必ず製造者から見積書を徴取し、添付してください。

### 5 木材使用量算出表（計画）

木造・木質化の場合のみ提出してください。

### 6 その他事業計画書を補足するための添付資料

その他、PRとなる資料、指定書類では説明できない部分の補足を行う資料がある場合は、添付をしてください。